



31吉総第535号

令和2年1月17日

吉野川市監査委員 阿部 徳男 様

吉野川市監査委員 岸田 益雄 様

吉野川市長 原 井 敬



2019年度定期監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について（通知）

令和元年12月13日付け吉監査第73号で提出のありました件について、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

2019年度定期監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について

部署名	指摘事項	措置の内容
子育て支援課	児童クラブへの貸与備品について、維持管理の改善に努められたい。	<p>市有施設の利活用で、空き施設となった幼稚園等の施設及び市で使用していない備品は放課後児童クラブへ無償貸与しています。貸与備品の管理については、台帳で管理し備品の破損等は、子育て支援課に報告をいただいている。</p> <p>1年間、備品の異動がない場合も放課後児童クラブが年度末に破損等がないかを確認し、子育て支援課へ報告書を提出するよう改善しました。また、子育て支援課も指導監査時には、貸与備品の確認を実施します。</p>
下水道課	交付金のあり方について、再検討されたい。	指摘のあった交付金のほか、4つの集会所に係る施設管理業務として委託料を支出していますが、会館・集会所の設置の目的を踏まえた上で、支出科目の整理も含めて検討を行っています。
社会福祉課	未収金の新たな発生の抑制及び回収に向けて、改善策を検討されたい。	<p>分納による返済中の世帯も多いが、納付が中断している被保護者世帯においては、ケースワーカーの訪問面接時、納付を再開するよう促すとともに、生活状況等を把握し、分納額の見直しの相談を行っています。</p> <p>令和元年度に納付がなかった者（過年度分）について、令和2年1月6日に納入通知書を送付し、納付の相談に応じています。また、保護廃止世帯で来庁が困難な高齢者世帯等については、査察指導員・経理担当者が家庭訪問を行い、返納金が生じた理由についてあらためて説明し、納付してもらえるようお願いしています。（令和2年2月下旬、督促状を送付する予定）</p> <p>課税調査等により生活保護法第63条（費用返還）・78条（費用徴収）による返還・徴収義務が生じた被保護世帯については、判明後、早期に面接を行い、生活保護受給中の収入申告の義務について再度説明し、再発防止に努めています。</p> <p>また、毎年、年度当初の訪問時に生活保護開始時に手渡す『生活保護のしおり』を活用し、生活保護受給中の義務（収入の申告）について説明し、収入等の適正申告を指導する予定です。</p>
生涯学習課	需用費や役務費などの支出において、経	需用費・修繕料について、修繕時には購入時の価格や使用年数等を確認し、適切な処理を行います。

	済性や効率性に配慮されたい。	役務費について、公民館等の清掃業務を同一業者に依頼していますが、適正な価格か判断するため2社以上の業者より見積書を徴収し、適切な処理を行います。
学校教育課	小中学校における需用費や備品購入費等の支出事務について、経済性や計画性の観点から改善されたい。	今回の指摘を受け、需用費や備品購入費等の支出事務については、これまでどおり学校予算執行の自主性を尊重はするものの、その購入業者の選定や購入時期が客観的に見て妥当であると理解されるよう、改善を求めていく予定です。
介護保険課	未収金について、新たな発生の抑制と回収に努力されたい。	<p>介護保険制度の継続性のある制度として維持していくための財源のうち、23%を占める介護保険料を確保することは重要な要件であると考えます。</p> <p>新たな保険料の未納を防ぐため、65歳に到達した新規被保険者に対し、資格取得の際に、口座振替の手続をしていただくよう案内を行っています。</p> <p>現在、保険料の未納がある者に対しては、督促状や催告書において納付を促し、保険料（未納額）が高額であるため支払いが困難である場合には、分納による納付を勧め、完納に向けた柔軟な対応を引き続き行います。</p> <p>また、介護認定申請を受理する段階で、納入状況のチェックを行い、未納者であれば給付制限について説明し、滞納額の納付及び今後の納付について、分納等の約束及び今後滞納をしない旨の誓約を行い、完納させることを徹底します。</p> <p>未収金については、保険料全体の約9%を占める普通徴収（年金が年間18万円以下又は、特別徴収（年金天引き）ができない者）において発生しており、生活困窮者も多く含まれていますが、その他の理由により特別徴収できていない者の中には、支払能力はあるものの何らかの理由により特別徴収から普通徴収に切り替わり、未収となっている場合が見受けられますので、電話や訪問等での納入を促すなど対応を図ります。</p>
山川中学校	需用費や役務費等の支出について、計画的な執行に努められたい。	<p>今回の指摘を受け、需用費や役務費等の支出事務については、学校予算執行計画に基づき、次とおり改善します。</p> <p>①最少の経費でその目的を達成し、かつ、その効果を發揮するように適正な執行を図る。</p>

		<p>②業者の選定については、金額の妥当性や選定理由が説明できるように適正な執行を図る。</p> <p>③購入時期については、事業の優先順位を踏まえ、計画的で適正な執行を図る。</p>
運転管理センター	需用費や役務費等の随意契約について、事務手続を見直されたい。	<p>需用費や役務費等の随意契約については、吉野川市財務規則にのっとり執行します。</p>
川島図書館	公用車を始めとする備品の管理について、見直されたい。	<p>故意により破損された時の対応については、十分に状況を確認し、処理を行います。</p> <p>その他備品の管理については、使用する見込みがない備品については廃棄処分を行い、台帳を整備します。</p>
学校給食センター	需用費や役務費等の随意契約について、事務手続を見直されたい。	吉野川市財務規則第114条から第116条までの規定に基づき、適正な随意契約の事務手続に努めます。